

新型コロナウイルス感染症に関する支援策について

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策の一部をご案内します(令和2年3月11日時点のものです)。

資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から事業者の資金繰りを支援します。

(NEWと記載のあるものは、3月10日公表の緊急対応策第2弾で追加された事業です)

信用保証

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

NEW 危機関連保障

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種*を対象に100%保証。

*保証対象業種に限る。

一般保証枠(2.8億円)



セーフティネット保証枠(2.8億円)



危機関連保証枠(2.8億円)

※保証枠とは制度上の保証限度額のことです。

4号:100%保証(全都道府県)
5号:80%保証(指定業種)
別枠(2.8億円)は共有

危機関連保障:100%保証(全国・全業種)

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

NEW 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主(フリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応

金利▲0.9引下げ

(再) 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主(フリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応

金利引下げなし

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

NEW 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主(小規模):要件なし
小規模(法人):売上高▲15%減
中小企業:売上高▲20%減

また、小規模事業者*であれば、

NEW マル経融資

を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

*商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件

以下より一部抜粋

・経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(URL:<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>)

山形県商工業振興資金(地域経済対策変動資金)

2月25日から実施している新型コロナウイルスに係る商工業振興資金(地域経済対策変動資金)を利用する中小企業・小規模事業者のうち、特に売上げの減少の著しい事業者を対象に、無利子で融資を行います。

【対象】…新型コロナウイルスの影響により、直近1ヶ月の売上が前年同期比で50%以上減少し、かつ以後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で30%以上減少することが想定される中小企業・小規模事業者

【貸付限度額】…5千万円

【貸付期間】…10年以内(うち据置期間2年以内)

【取扱い期間】…3月16日(予定)~8月31日※県・金融機関の事前相談は3月4日から受付中

【お問合せ先】…山形県商工労働部中小企業振興課 金融担当(TEL:023-630-2359)

詳細やその他の支援策につきましては、経済産業省HPの特設ページにてご確認ください。

経済産業省HP 新型コロナウイルス感染症関連

URL:<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>